

議案第 106 号

松阪市コミュニティ交通条例の一部改正について

松阪市コミュニティ交通条例（平成 22 年松阪市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市コミュニティ交通条例の一部を改正する条例

松阪市コミュニティ交通条例（平成 22 年松阪市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「次の路線」を「飯南・飯高地域における飯南・飯高線」に改め、同条各号を削る。

第 7 条第 1 項中「次のとおりとする。」を「国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く月曜日から金曜日（12 月 30 日から翌年 1 月 4 日までの間を除く。）とし、予約に応じて運行する。」に改め、同条の表を削る。

別表与原・深長線の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。